

【商品概要説明書】



マイカーローン

(令和7年12月2日現在)

商品名	マイカーローン
ご利用いただける方	次のすべての条件を満たす方 ①お借入時満18歳以上満65歳未満の方 ②現職の組合員で勤続年数が1年以上の方 ③全国保証株の保証が受けられる方
資金使途	・ 自家用自動車、自動二輪車及び原動機付自転車の購入資金（自己所有に限ります。） ・ カー用品購入資金 ・ 車検・整備・修理等にかかる費用 ・ 自動車学校等免許取得にかかる費用 ・ 他の金融機関でお借入中のマイカーローンのお借換え（ローンの対象であるお車を売却済みである場合はご利用いただけません。） ・ 電気自動車の自宅用充電設備の設置費用
ご融資の限度額	・ 税込年収の範囲内 ※所得証明資料として「給与等支給明細書」をご用意された場合は、当組合所定の方法により税込年収相当額を算出します。
ご返済期間	・ 1年以上10年以内（1年単位）
金利	< 固定金利型 > ・ お借入期間中、金利の見直しはございません。 ・ お借入金利は、月1回決定します。ただし、市場の金利動向によっては月中に変更させていただく場合があります。最新のお借入金利については、窓口又はホームページでご確認ください。
ご返済方法	・ 「元金均等返済」と「元利均等返済」からお選びいただけます（返済方法の切替えも可能です。）。 ・ 「毎月返済」と「毎月返済と賞与月（年2回）」からお選びいただけます。 ※元金均等返済とは ・ 毎回一定の元金に利息を加えた金額をご返済いただきます。 ・ 元利均等返済と比較すると、元金の減少が早くなるため、同じお借入期間の場合、総支払利息は少なくなります。 ※元利均等返済とは ・ 毎回一定額（元金及び利息の合計額）でご返済いただきます。 ・ 元金均等返済と比較すると、お借入当初の返済額は少ないですが、同じお借入期間の場合、総支払利息は多くなります。
保証	・ 全国保証株が保証しますので、保証人は原則として必要ありません（保証料は当組合負担。）。
手数料	・ 繰上返済手数料及び条件変更手数料等の手数料は無料です。
苦情処理措置・紛争解決措置	[苦情処理措置] ご契約内容や商品に関する苦情等は、営業店又は業務部にお申し出ください。 【大阪府警察信用組合業務部】 06-6941-2003 受付日：月曜日～金曜日（祝日及び組合の休業日は除きます。） 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://osaka-keishin.co.jp/ [紛争解決措置] 公益社団法人民間総合調停センター（電話：06-6364-7644）又は東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、上記当組合業務部又はしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから直接、民間総合調停センターや仲裁センター等にお申し出いただくことも可能です。 なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京都以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決にあたります。 ※移管調停、現地調停は、全国の弁護士会で実施しているものでありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

	【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日及び協会の休業日は除きます。） 受付時間：午前９時～午後５時 電 話：０３－３５６７－２４５６ 住 所：〒１０４－００３１ 東京都中央区京橋１－９－５
その他参考事項	・ご購入車両の名義は、ローンご利用者名義での登録が必要となります。 ・ご融資金は、原則、お客さまの普通預金口座に入金させていただき、お客さま名義でお支払先にお振込みいただきます。 ・退職時にお借入残高がある場合は、原則として退職手当で全額返済していただきます。 ・審査の結果によっては、ご利用のご希望にそえない場合もありますのでご了承ください。
お申込時の必要書類	・ローン申込書一式……当組合窓口にご用意しております。 ・所得証明資料………源泉徴収票又は給与等支給明細書（直近の写し） ・本人確認書類………運転免許証、個人番号カード等 ・資金使途証明資料……見積書、売買契約書、注文書等 ・お借換え資金の場合……返済予定表及び車検証 ・当組合のお届印